

## 陳 情 文 書 表

受理番号	陳情4第28号	受理年月日	令和4年8月25日
件 名	「安倍晋三元首相の国葬に反対する意見表明」を求める陳情		

### 【陳情の趣旨】

本年7月8日、安倍晋三元首相は参議院選挙の応援演説中に銃撃され亡くなりました。安倍氏の逝去に際し哀悼の意を表します。安倍氏の逝去を受け、岸田文雄首相はそのわずか6日後である7月14日に安倍元首相の国葬を実施する方針を発表し、さらには国葬に反対する多くの国民の声を無視して、9月27日に戦後二例目となる国葬を日本武道館で行うことを7月22日開催の閣議で決定しました。

岸田首相は、「憲政史上最長となる8年8ヶ月の間首相として重責を担った」、「内政外交で実績を残した」、「選挙中の蛮行で国内外から多くの哀悼の意が寄せられている」などを、国葬とする理由としています。安倍氏の在任期間は確かに憲政史上最長ではありますが、国葬に値するかどうかは議論が必要でしょう。また、在任中、いわゆるアベノミクスで日本経済の再建に取り組みましたが、経済改善の兆しが見えるどころか逆に後退しています。また、北方領土返還に関しては状況が大きく後退しています。一方、集団的自衛権の限定行使を認める安全保障法制の整備は国論を二分し、森友・加計学園問題では厳しい批判を浴び、財務省での公文書改ざんを引き起こし、職員が自殺にまで追い込まれています。桜を見る会に関しては、国会で118回の虚偽答弁を行ったことが認定されています。さらには、多くの問題がある旧統一教会との深い関係も明らかになってきています。

ところで、佐藤栄作元首相の葬儀については、内閣法制局により「法的根拠が明確でない」として国葬は見送られました。当時と状況の変化がないにもかかわらず、閣議で国葬の実施を決めるることは到底容認できません。

このように安倍元首相の業績評価が定まらず、多くの問題点が指摘される中での拙速な国葬の閣議決定は、安倍元首相の安易な神格化とその政治利用が危惧されます。

国葬を行うことは、国民に対する弔意の強制につながり、憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」に反することになります。また国葬の費用は約2億5,000万円(これまでのサミットの例を参考にするとさらに警備費として300億円程度かかる)で、一般予備費が充てられるようですが、憲法第83条「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならない」に抵触する恐れがあります。

共産党、れいわ新選組、社民党などは「国家として安倍氏の政治を賛美・礼賛することになる」(共産)、「評価の大きく分かれる政策をレガシーとして正当化することは許されない」(れいわ)、「法的根拠がないにもかかわらず、閣議決定で実施を決めるのはおかしい」(社民)などと国葬に反対しています。東京弁護士会などの団体も「法的根拠がない」として、国葬反対の声明を出しています。過半数の国民が国葬に反対しているという世論調査の結果もあります。少なくとも国会での議論

を経ない閣議決定は国民の総意ではありません。このため、立憲民主党の泉代表は「どこまで国が経費をかけるか、国会の場で明らかにすべきだ」などとしていましたが、国葬を決めた岸田首相の出席も未定である衆議院議院運営委員会における閉会中審査の実施が漸く合意されました。

岸田首相は国葬にする理由として「民主主義を断固として守り抜くという決意を示す」ためとも説明しています。しかし、多くの異論がある中で正当な手続きも踏まず、透明性もないまま反対意見を封じて決めてしまうこと自体、民主主義に反しています。また、岸田首相は「弔意を国全体として示すことが適切だ」と述べ、国民に弔意を強要しています。安倍元首相の国葬については多くの国民や各種団体から反対の声が上がり、学者・文化人からも異論の声が湧き起こっていて、到底、容認できるものではありません。眞の民主主義を守る目黒区でありたいと考えるならば、多くの問題がある安倍元首相の国葬に反対してください。

#### 【陳情事項】

- 1 安倍晋三元首相の国葬については、法的根拠が曖昧のまま、国費を使い、国民に弔意を強制することにもつながり、憲法違反の疑いがあります。多くの反対意見がある中、岸田内閣が国会の議を経ることなく、拙速に閣議決定した安倍晋三元首相の国葬に反対する意見表明を行ってください。